

家庭用生ごみ処理機器等の

購入費を補助しています



● 対象となる方

八王子市に住民登録がある方で生ごみ処理機器等を購入し、自宅に設置して家庭で出る生ごみを処理するために継続的に使用する方。(八王子市にお住まいでも八王子市に住民登録がない方は対象外です)

● 対象のもの(申請日時時点で購入日から1年以内の以下のもの)



- ・ダンボールコンポストセット、ダンボールコンポスト専用基材
- ・コンポスター、密閉式堆肥化容器

※販売店・メーカー・機種は問いません。

● 対象外のもの



- ・電気式処理機、デイスポージャー
- ・中古品(未使用品でも一度小売りされた品物は中古品扱いです。)

ダンボールコンポスト(下記販売場所で補助後の額で購入することができます)

補助額：販売価格の4分の3

販売場所：エコひろば、まちの駅 CHITOSEYA

※市役所本庁舎内売店では、閉店により、令和6年3月28日(木)をもって販売を終了しました。

■セット

補助上限：1年度で4セット(補助額10,200円まで)

ベランダ等で使用することができ、微生物の働きを促し、生ごみを発酵・分解します。生ごみを3か月ほど投入できます。投入後1か月程熟成させ生ごみが全て分解したものは、たい肥として利用することができます。

■専用基材

補助上限：1年度で4個(補助額4,700円まで)

ダンボールコンポスト以外の生ごみ処理機器(購入後に自身で申請が必要です)

補助額：販売価格の2分の1 補助上限：1年度で2基(補助額合計20,000円まで)

販売場所：ホームセンター、ECサイトなど

■コンポスター

主に畑や庭など、土の上で使用します。土中にいる微生物の働きで生ごみを発酵・分解し、たい肥を作るものです。生ごみを投入してからの処理時間は様々です。

■密閉式堆肥化容器

バケツ状の容器に生ごみと発酵促進剤(EM菌)などを入れます。容器が一杯になったら、1~2週間熟成させます。

(■発酵促進剤) ※上記2つのどちらかと同時に申請が必要

補助額：販売価格の2分の1 補助上限：1年度で補助額合計2,000円まで

● 補助に含まれるもの・含まれないもの

含まれるもの

- ・本体及び付属品一式、ポイントを使った分の金額

含まれないもの

- ・送料、振込手数料、クーポンを使った分の金額

● 申請の手続き(ダンボールコンポスト以外の生ごみ処理機器)

1. 処理機器等を購入

購入者名・購入店・購入日・購入品名・購入金額 が明記された領収書を受領する。

※納品書・購入証明書・払込受領証など領収書以外は不可。

※インターネットや通信販売で購入した場合も、同様の領収書が必要となります。

領収書のページを印刷したのも可。

2. 申請手続き

窓口の場合（受付場所：市役所本庁舎 2 階ごみ減量対策課、八王子駅南口総合事務所）

持ち物：領収書（原本）、メーカーの保証書または取扱説明書表紙（どちらもコピー可）、
本人確認書類（マイナンバーカード、免許証等）または印鑑（ゴム印不可）、
振込口座のわかるもの（通帳など）

上記をご持参いただき、ご申請ください。

※押印をしない場合は、必ずご本人様（領収書の宛名となっている方）が本人確認書類持参の上、窓口にお越しください。

郵送の場合

提出物：申請書（市指定様式）、請求書（市指定様式）、領収書（原本）、
メーカーの保証書または取扱説明書表紙（どちらもコピー可）

※申請書に押印をしない場合は、本人確認書類（領収書の宛名となっている方）の写し
必要事項を記入した上記書類を、以下へ郵送してください。

【送付先】 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 ごみ減量対策課

※申請書（市指定様式）・請求書（市指定様式）については、受付場所に置いてあります。

また、市ホームページよりダウンロード可能です。

八王子市 生ごみ処理機

検索

3. 補助金の入金

申請手続き後、指定された口座に補助金が振り込まれます。

※振り込みまでに 2 か月程度かかる場合があります。

※振り込み予定日が確定しましたら、振り込み予定日のお知らせと交付決定通知を郵送します。

- ・この補助制度は予算の範囲内（先着順）で行いますので、補助金交付ができなくなる場合があります。
- ・ダンボールコンポストやコンポスター・密閉式堆肥化容器の取り組み方をテーマに無料講習会を不定期で開催しています。講習会の日程・申し込みは エコひろば（電話 042-656-3054）まで。

【問い合わせ先】

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 市役所本庁舎 2 階

八王子市資源循環部ごみ減量対策課 電話 042-620-7256